

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、会計法令、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「規則」という。）、本件公告に定めるものの他、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県立鳥取産業体育館で使用する電気の供給

使用予定電力量 2, 108, 138 kWh（1年当たり741, 758 kWh）

※ 予定使用電力量は、長期休館が無かった平成21年度～平成23年度の各月の平均使用実績の電力量に機器の増加等の補正を行い、算出しているものであり、天候等により変動する。）

(2) 調達案件の仕様

仕様書による

(3) 供給期間

平成28年6月1日から平成31年3月31日までとする。

ただし、平成28以降において、本件調達に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市天神町50-2

鳥取県立鳥取産業体育館

2 公告の日

平成28年3月30日

3 競争入札参加資格

(1) 政令167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(「物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る」調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務その他に登録されているものであること。
- (3) 平成28年3月30日から同年4月21日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成28年3月30日から4月21日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (6) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

4 特定規模電気事業者の義務

- (1) 一般電気事業者との間に補完供給契約を締結すること。
- (2) 特定規模電気事業者は、一般電気事業者の託送供給約款の条項を実施するうえで、需要設備に機器等の付加が必要であるときは自らの負担により行うこと。

なお、機器等の付加に伴う作業は、原則無停電状態で行うものとし、供給開始日に間に合わせて供給を行うこと。

5 契約する者

鳥取市東町1丁目220

鳥取県議会棟別館内

公益財団法人 鳥取県体育協会

会長 油野利博

6 契約担当部署

鳥取県体育協会 総務担当

7 入札手続

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-0847

鳥取市天神町50-2

鳥取県立鳥取産業体育館

(担当) 岡野直樹

電話 0857-24-2815

電子メール tottoriokunaipool-1@m7.dion.ne.jp

(2) 郵便等による入札

ア 可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）とする。

イ 提出場所 上記7の(1)の場所

ウ 初度入札（第1回）に係る入札書及び再度入札（第2回・第3回）に係る入札書をそれぞれ別封筒に入れ密封し、それぞれの封筒の封皮に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記のうえ、「第1回」「第2回」「第3回」の区分を記入する。入札書を送付用封筒に入れ、送付用封筒の封皮には件名及び入札書在中の旨を朱書きのうえ、7の(1)の場所に郵送すること。

エ 初度入札、第2回再度入札に係る入札書のみ郵送されたときは、それ以後の入札は辞退したものとみなす。初度入札のみの場合も同様とする。

オ 入札書を封緘した封筒の封皮に「第1回」「第2回」「第3回」の区別の明記がなく郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとして無効とする。

カ 初度入札、第2回再度入札により落札者が決定したときは、その後の入札に係る入札書は返送するものとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成28年4月22日（金）午前11時入札 即時開札

(郵便等による入札書の受領期限は、平成28年4月21日（木）午後5時)

鳥取県立鳥取産業体育館 第1会議室

8 調達内容に対する疑義

入札説明書、仕様書等に対して疑義がある場合は、質問書を提出すること。質問に対する回答は、当館ホームページ閲覧により行う。

(1) 提出先

7の(1)の場所へメールで提出すること

電子メール tottoriokunaipool-1@m7.dion.ne.jp

(2) 提出期限

平成28年4月15日(金)午後5時まで

(3) 回答閲覧場所

回答については、平成28年4月18日(月)までに、インターネットの鳥取県立鳥取産業体育館ホームページ(<http://www.k4.dion.ne.jp/~t-santai/>)によりまとめて閲覧に供する。

(4) 閲覧期間

平成28年3月30日(水)から4月21日(木)まで

9 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(様式管-1号。以下「申請書」という。)及び次に掲げる入札参加資格確認資料並びに誓約書(以下「入札参加資格確認資料等」という。)を、7の(1)の場所に平成28年4月15日(金)午後5時までに提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び入札参加資格確認資料等を提出しない者並びに開札の時ににおいて競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

「入札参加資格確認資料等」

ア 電気事業法第3条の許可証の写し又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業開始届出書の写し等

イ 仕様書に記載された電気の供給方法等についての説明書

ウ 11の(1)又は(2)により入札保証金又は契約保証金の免除に該当する場合は、それを証明する書類

エ 誓約書（様式管－２号）

（ア）入札者は、９の（２）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（イ）提出部数

提出部数は１部とする。

（ウ）その他

- a 申請書及び入札参加資格確認資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- b 提出された申請書及び入札参加資格確認資料等は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- c 提出期限以降における申請書及び入札参加資格確認資料等の差し替え及び再提出は認めない。

10 入札条件

（１）入札書の記入方法等

ア 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に $108\frac{8}{100}$ を乗じて得た金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 算定内容を別紙内訳計算書に記載し、入札書と共に提出すること。なお、内訳計算書に基づいた各月の合計（基本料金と電力量料金を加えたもの）には、１円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。

ウ 電力量料金単価は、同一月において単一の価格とする。

（２）入札者は、協定、会計法令、規則、特例規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

（３）入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（４）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

（５）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (6) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。
- (8) 入札書及び委任状の様式は別添のとおりとする。
- (9) 入札書及び委任状の宛名は、公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野利博とする。
- (10) この通知を受けたものは、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- ア 入札執行前であっても、入札辞退届を持参又は郵送すること。
- イ 入札執行中であっても、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。
- (11) 回数は3回までとする。
- (12) 開札は、入札者又は代理人が立会いして行うものとする。ただし、入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

1.1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、規則第124条において準用する規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.2 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

1 3 入札の無効

- (1) 3の競争参加資格のない者の入札
- (2) 入札書に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 入札保証金の納付を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納付しない者の入札
- (4) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者又は郵便による入札において7の(3)の受領期限を過ぎたものの入札
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 金額数字の不鮮明な入札
- (9) 入札に関して不正のあった者の入札
- (10) 政令、協定、会計法令、規則、特例規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

1 4 契約書作成の要否

要

なお、契約金額は、提出された内訳計算書に記載された基本料金及び電力量料金の単価、蓄熱料金単価とする。

1 5 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって、有効な入札を行ったものを、落札者とする。

1 6 手続きにおける交渉の有無

無

1 7 その他

- (1) 入札終了後、落札者は免税事業者であれば明記した届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。

(4) 契約の相手方が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

また、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

(5) 平成28年度以降において、本件調達に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。